

第16 避難器具

(令第25条, 則第26条及び第27条, 昭40 告示第1号, 平8 告示第2号関係, 平8.4.16 消防予第66号)

1 避難器具の機器選定等

(1) 避難器具は, 検定対象のものを除き, 告示に適合するものを使用すること。

(2) 避難器具の選定にあたっては, 防火対象物の用途, 構造, 形態及び収容人員等を考慮し, 迅速かつ, 円滑な避難に最も適すると認められるものを選定すること。

ア 令別表第1, (1)項, (5)項イ, (6)項, (7)項の防火対象物にあつては, 収容人員が多いことが予想されることから, 緩降機以外の避難器具を設置指導すること。ただし, 建築物の構造上, 緩降機以外の避難器具の設置が困難な場合はこの限りではない。(平13.10.22) ■

イ 吊り下げはしごについては3階以上の階で, 2つの階をまたぐ設置は認めないものとする。■ (平13.10.22)

ウ 二方向避難・開放型特定共同住宅においてバルコニー等に設置する避難ハッチは高さによる設置制限の対象とはならないこと。

なお, 避難器具用ハッチは, 「避難器具用ハッチの基準について」(平4.4.15 消防予第85号 以下「避難器具用ハッチの基準」という。)に適合するものであること。

エ 特定一階段等防火対象物又はその部分に設けるものにあつては, 次の(ア)から(ウ)のいずれかに適合するものであること。

(ア) 安全かつ容易に避難することができる状態で設置されているもの

(イ) 常時, 容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの

(ウ) 一動作(開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。)で, 容易かつ確実に使用できるもの

2 則第27条第1項第3号に規定する表示

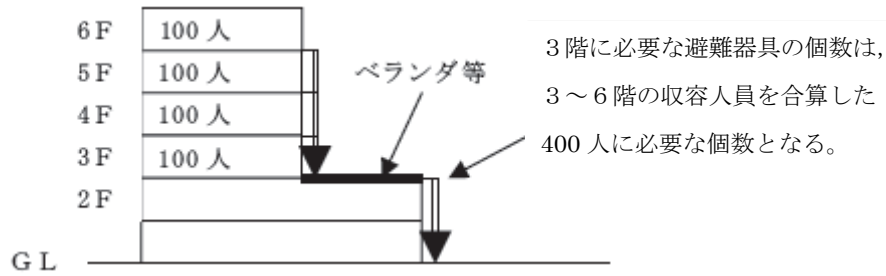
条例規則第5条の規定により, 大きさは短辺30cm×長辺60cm以上とし, 白地に黒文字で, 避難器具である旨及びその使用方法を表示した標識を設置すること。また, 必要に応じて矢印(白色)と併記すること。

3 地上以外に降下する避難器具

避難器具は, 原則として屋内を通ることなく地上又は避難階の外部通路等まで降下できること。ただし, 防火対象物の形状により地上又は避難階以外のベランダ等に一旦降下する必要がある場合の避難器具の取扱いは, 次のとおりとする。

(1) ベランダや屋上等(以下「ベランダ等」という。)に避難し, 更に避難器具で降下するものは, 当該ベランダ等のある階に必要な避難器具の個数は, 一旦そこに避難する上階の収容人員も加算して算定するものとする。

(昭39.9.30 自消丙予発108号, 昭55.3.12 消防予第37号)

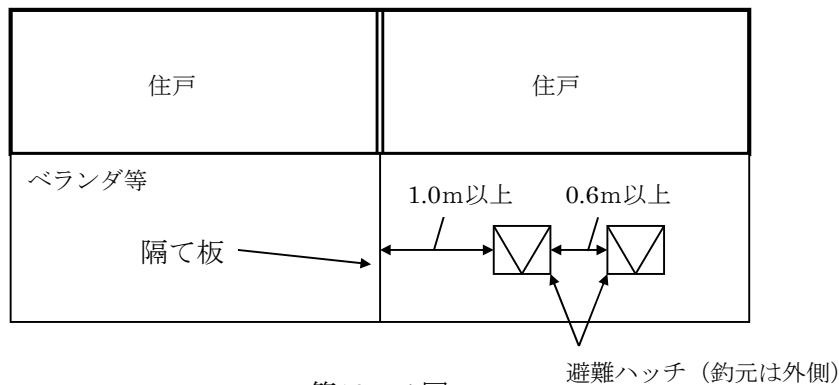


第16-1図

4 ハッチの位置

ベランダ等に設けるハッチに格納する避難器具（以下「ハッチ」という。）の位置等の取扱いは、次のとおりとする。■

- (1) 落下事故防止のため、ハッチの蓋の釣元は外側として建築物を背にして降下するように設置するものとする。（平5.9.16）
- (2) 上階に設置したハッチの降下空間と、当該階のハッチとの離隔は0.6m以上とすること。
- (3) ベランダ等に設ける仕切板から1.0m以上の離隔をとること。（平4.2.24）
- (4) 上・下階に設けるハッチは、原則として隔て板を隔てることなく連続して設けること。やむを得ず隔て板を隔てて設ける場合は、上部からの着床ベランダの見やすい位置にハッチへ誘導する標識を設けること。
- (5) ベランダ等に設置する給湯器、冷暖房機の室外機は避難ハッチから離し、器具の使用に支障のないようにすること。（平4.2.24）



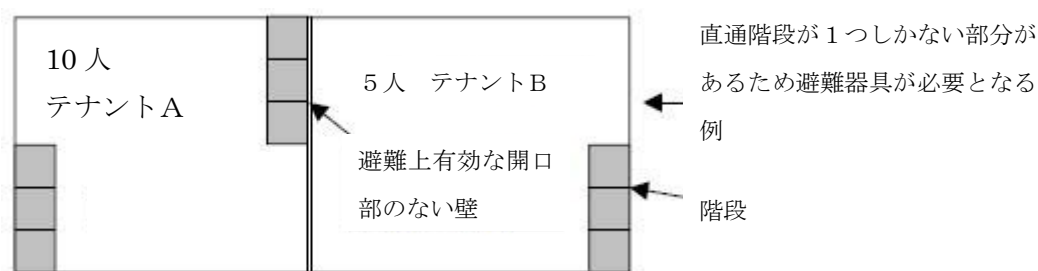
第16-4図

3 地上に直通する階段の個数の算出等

令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段（以下「直通階段」という。）の個数の算出は、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに直通階段の個数を算出するものであること。従って、直通階段

が複数ある階であっても、直通階段が一つしかない部分がある階には、令第25条第1項第5号に規定により避難器具を設置しなければならない。

※ これらの場合においては、当該階のいずれかに当該階全体の収容人員に応じた個数の避難器具を設置すれば足りるものであるが、努めて直通階段が一つしかない部分に避難器具を設置するよう指導すること。



第16-5図

4 避難上有効な開口部

則第4条の2の2第2項3号の「常時良好な状態に維持されているもの」とは、次の例によること

- (1) 常時開放されているもの
- (2) 非常錠等により特殊な器具を用いることなく開錠できるもの
- (3) 電気錠のうち、当該階の照明装置及び自動火災報知設備の火災信号又は自動火災報知設備の火災信号に連動して開錠されるもの
- (4) 平成17年 消防庁告示第3号 特定共同住宅等の構造類型を定める件で規定する隔て板で、その表面に「非常時にはこの部分を破壊して避難できます」等の表示がされたもの

5 避難器具専用室

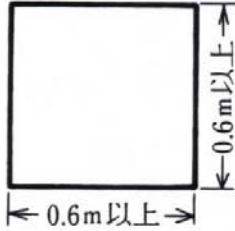
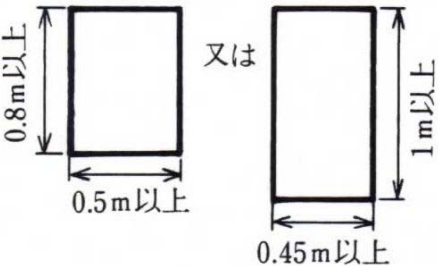
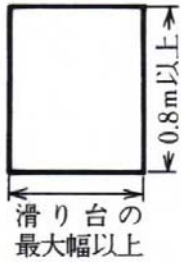
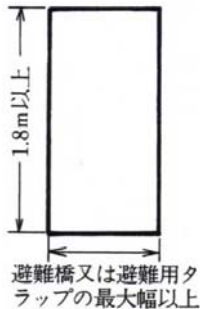
避難器具専用室を設ける場合は、次によること。

- (1) 不燃材料で区画され、開口部を設ける場合は、当該部分を防火設備とすること。
- (2) 出入口は、幅0.75m以上、高さ1.8m以上の随時開けることのできる自動閉鎖装置付きの防火設備とすること。
- (3) 避難に支障のない広さとし、内部には、非常照明を設けること。
- (4) 避難階に設ける上昇口は、直接外部に避難できる位置に設けること。ただし、避難階の内部となる上昇口の部分に避難器具専用室を設け、そこから安全に外部に避難できるようにする場合は、この限りでない。
- (5) 上昇口の大きさは、直径0.5mの円が内接できる大きさ以上であること。
- (6) 上昇口には、十分な強度を有する金属製又は不燃材製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- (7) 上昇口の蓋は、下方から容易に開けることができ、水平面から90度以上開いた

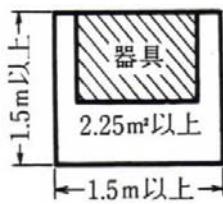
位置で固定されるものであること。

- (8) 上昇口の蓋の上部には、蓋の開閉に支障となる物件が置かれないように囲い等を設ける等の措置を講じること。

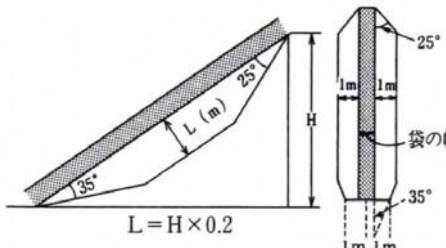
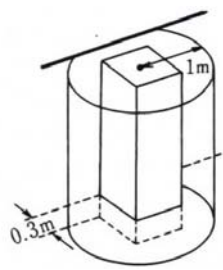
第16-6表 開口部の大きさ

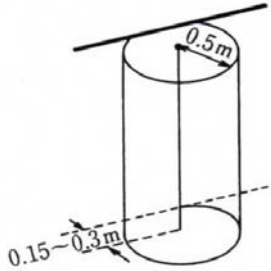
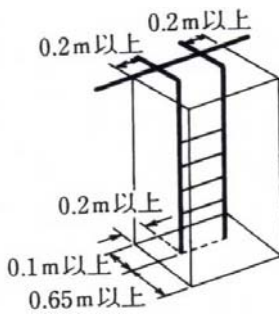
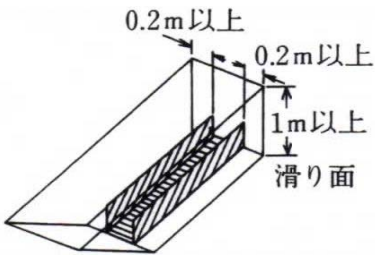
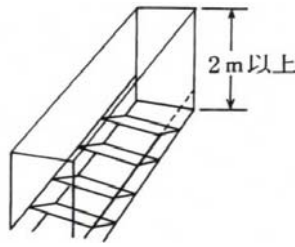
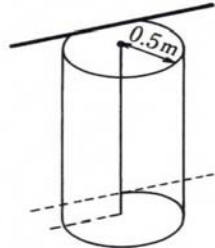
避難器具の種類	開口部の大きさ	
救助袋	高さ 60cm以上 幅 60cm以上	
緩降機(多人数用を除く) 避難はしご 避難ロープ すべり棒	高さ 80cm以上 幅 50cm以上 または 高さ 100cm以上 幅 45cm以上	
すべり台	高さ 80cm以上 幅 すべり台の最大幅以上	
避難用タラップ 避難橋	高さ 180cm以上 幅 避難用タラップの最大幅以上 ただし、ベランダ等を経てタラップに通じる開口部は、高さ80cm以上	

第16-7表 操作面積

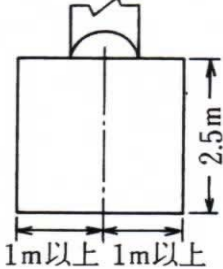
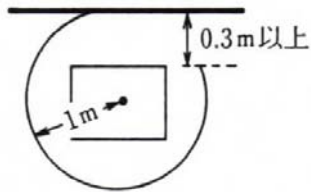
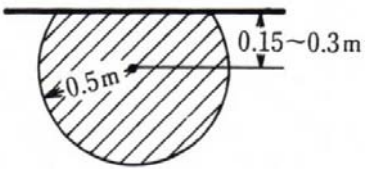
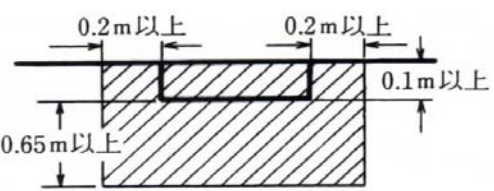
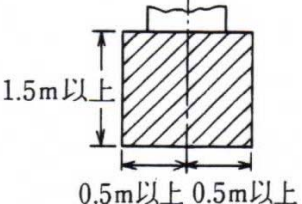
避難器具の種類	操作面積
救助袋	<p>おおむね幅1.5m，奥行1.5m（器具の設置部分を含む。）であること。 ただし，操作面積に支障のない範囲（2.25㎡）内で形状を変えることができる。</p> 
緩降機 （多人数用を除く） 避難はしご 避難ロープ すべり棒	<p>0.5㎡以上（当該器具を除く。）であること。ただし，一辺の長さは，それぞれ60cm以上であること。</p> 
すべり台 避難用タラップ 避難橋	<p>当該器具を使用するのに必要な広さを有すること。</p>

第16-8表 降下空間の大きさ

避難器具の種類	降下空間の大きさ
救助袋 （斜降式）	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあつては25度，下部にあつては35度の右図による範囲内。 ただし，壁面に沿って降下する場合の壁面側に対してはこの限りではない。</p> 
救助袋 （垂直式）	<p>救助袋と壁面との間隔は30cm以上であり（ヒサシ等の突起物がある場合は突起物の先端から50cm以上とする。ただし，突起物が取付具から下方3m以内の場合30cm以上），救助袋を中心とした半径1mの円柱形の範囲内。</p> 

<p>緩降機 (多人数用を除く)</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、10cm以内の避難上支障のない突起物又は10cmを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じてあるものは、降下空間内に含めて差し支えない。</p>	
<p>避難はしご</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に20cm以上及び器具の前面から奥行65cm以上で地盤その他降着面までの角柱形内。避難器具用ハッチは、ハッチの面積以上の降着面までの角柱形内。</p>	
<p>すべり台</p>	<p>すべり台から上方1m以上及びすべり台の両端から外方向に20cmの範囲内。 半固定式は操作のできるものであること。</p>	
<p>避難用タラップ 避難橋</p>	<p>タラップの踏面から上方2m以上及びタラップの最大幅以上の範囲内。 半固定式は操作のできるものであること。</p>	
<p>避難ロープ すべり棒</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、避難ロープにあっては、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p>	

第16-9表 避難空地の大きさ

避難器具の種類	避難空地の大きさ	
救助袋 (斜降式)	<p>展開した袋本体の最下端から前方2.5m及び袋の中心線から左右1m以上の幅の範囲。</p>	
救助袋 (垂直式)	<p>降下空間の投影面積</p>	
緩降機 (多人数用を除く)	<p>降下空間の投影面積</p>	
避難はしご	<p>降下空間の投影面積</p>	
すべり台	<p>すべり台の先端から前方1.5m及び中心線の左右0.5mの範囲。避難空地は使用者に衝撃を与えない砂場等とすることが望ましい。</p>	
避難用タラップ 避難橋 避難ロープ すべり棒	<p>避難上支障のない範囲</p>	

6 設置個数の減免

- 1 下表左欄の条件を満足する防火対象物の階については、必要とする避難器具の数から右欄の数を減ずることができる。この場合において減じた数が1未満の場合は避難器具を設置しないことができる。

第16-10表

	免除の条件	免除できる個数
1	<p>建基令第123条に規定する屋外避難階段、特別避難階段又は屋内避難階段で消防庁長官が定める部分を有するものが設けられた階</p> <p>バルコニー型特別避難階段の例</p> <p>屋内避難階段の例</p> <p>昭48.6.25 消防予第100号</p>	<p>左欄に該当する階段の合計の数</p>
2	<p>主要構造部が耐火構造の防火対象物で次のすべてに該当する渡り廊下が設けられた階</p> <p>(1) 耐火構造又は鉄骨造であること。</p> <p>(2) 渡り廊下の両端に自動閉鎖装置付の特定防火設備である甲種防火戸（シャッターを除く）が設けられていること。</p> <p>(3) 避難、通行及び運搬の用途以外に供しないこと。</p>	<p>渡り廊下の数に2を乗じて得た数（渡り廊下で連絡する防火対象物のそれぞれの階が免除される。）</p>
3	<p>主要構造部が耐火構造の防火対象物の屋上広場に避難橋が設けられ次のすべてに該当する場合における屋上広場の直下階</p> <p>(1) 屋上広場の有効面積が100㎡以上あること。</p> <p>(2) 屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火設備である甲種防火戸又は鉄製網入りガラス戸が設けられ、かつ、当該出入口から避難橋への経路が避難上支障ないこと。</p> <p>(3) 避難橋に通ずる経路に設けられた扉は避難の際、容易に開閉できること。</p> <p>(4) 屋上広場と当該直下階は、2以上の避難階段又は特別避難階段で連絡していること。</p>	<p>避難橋の数に2を乗じて得た数</p>

7 特定1階防火対象物に設ける避難器具の取扱い

(1) 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等の取扱い

則第27条第1項第1号イで規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭48.6.6 消防予第87号）第6, 3, (1), イに示されている概ね2㎡以上の規模を有し、かつ転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるもの（以下「バルコニー等」という。）とされているが、その他これに準ずるものとしては、屋上、陸屋根若しくは地階に設置されているドライエリアも含まれるものであること。

(2) 常時、容易かつ確実に使用できる状態に関する取扱い

則第27条第1項第1号ロ関係で規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を取り付けアームも含め、常時組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常に使用できる状態で設置されたものをいい、このうち、バルコニー等以外に設置された避難用タラップ（固定式）、すべり台、すべり棒等は、則第27条第1項第1号ロに該当するものであること。

なお、つり下げはしご及び避難ロープについては、避難器具本体が折り畳まれたまま、その固定金具を支持部に常時取り付けた状態で設置されているものも則第27条第1項第1号ロに該当するものであること。この場合において、固定金具及び本体がほこり等に直接さらされないための措置をする場合は、容易に取外しできるもの（布等で作られ容易に変形するものとし、1秒以内に取り外しができるもの、又は取り外すことなく避難器具を使用できるものをいう。下記(3), イ, (ア), ③においても同様とする。）で、その表面に白地に黒文字の「避難器具」という表示が必要であること。

(3) 一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。以下同じ。）で容易かつ確実に使用できるもの（以下「一動作型避難器具」という。）に関する取扱い

則第27条第1項第1号ハで規定する「一動作で容易かつ確実に使用できるもの」とは、次に該当するものであること。

ア 該当する避難器具について

一動作型避難器具として新たに開発されたものの他、従来型の避難器具では、一動作で容易に架設できる構造のものとされている避難用タラップ（半固定式）、一動作で容易に展開できる横さん等収納式の固定はしご（3階以下の階に設置される場合に限る。）等が該当するものであること。

イ 既存防火対象物に係る取扱いについて

既存防火対象物の避難器具のうち、緩降機については、次の(ア)、①から④の全てに適合、つり下げはしご及び避難ロープについては、次の(イ)、①及び②の

全てに適合する場合は、則第27条第1項第1号ハに該当する避難器具として取扱って支障ないものであること。

(ア) 緩降機

- ① 调速器の安全環が取り付けアーム先端の吊輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げた状態であり、操作重量及び操作機構において支障なく一動作でアームが使用状態に展開できるもので、常時設置されているもの。
- ② 則第27条第1項第3号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識について、整合が図られていること。
- ③ 调速器等がほこり等に直接さらされないための措置をする場合は、容易に取外しできるもので、その表面に10cm×30cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具」又は「緩降機」という表示がしてあること。
- ④ 消防法第17条の3の3の規定による点検がなされ、良好に維持管理されていること。

(イ) つり下げはしご及び避難ロープ

- ① 避難器具本体が、取り付け部の真下等の直近に設置されている場合で、当該避難器具の取り付けに十分な操作面積が確保され、かつ、避難器具設置等場所の出入口から取り付け部の開口部が容易に見通しできるもの。
- ② 消防法第17条の3の3の規定による点検がなされ、良好に維持管理されていること。

(4) 工事の届出について

上記(3)、イ、(ア)において、既存の取り付けアームの展開操作が一動作となるよう対応部品により改造する場合の工事は、消防設備士による軽微な工事とし、着工届は不要であるが、設置届は必要（工事種別は改造）であること。

8 平15.10.1 消防庁告示第2号（以下「2号告示」という。）による避難器具適用除外について

- (1) 2号告示、第3方法、2「当該階に存する者の全てが、火災により発生する煙の熱及び成分により防火上又は人命の安全上危険な状態になる前に、当該階の避難器具を用いて避難できることを確かめる方法」（以下「検証」という。）による場合は、「消防法施行規則の一部を改正する省令附則第5条の規定に基づき、同条の方法を定める告示の施行について」（平15.10.1 消防予第248号。以下「248号通知」という。）による「検証計算プログラム」（消防庁ホームページの「248号通知」からダウンロードすることが可能。）に基づき検証され、検証に用いた係数に係る避難器具が設置されていることを確認すること。

(2) 検証に係る留意事項

ア 検証の対象範囲等

- (ア) 検証する階は、消防法施行令第25条の規定により避難器具が義務設置とな

る階で、かつ防火対象物が則第23条第4項第7号へに規定する特定1階段等防火対象物に該当する場合について、階ごとに検証するものであるが、検証を要する全ての階について、下記①から④までの全てに適合している場合のみ2号告示第3, 2の基準を満たしているものとして取扱うものであること。

- ① 248号通知第1, 2, (1)に示される手順
- ② 同通知第1, 2, (2)に示される手順（「検証計算プログラム」により確認）
- ③ 同通知第1, 2, (3)に示される手順
- ④ 同通知第1, 2, (4)に示される手順

(イ) 当該階に避難器具が2以上設けられている場合は、避難器具設置場所ごとに検証するものとし、この場合の収容人員にあつては、当該階の収容人員を避難器具の数で除した人員（少数点以下は切り上げ）とすること。

なお、設置されている避難器具の種類が異なる場合にあつては、避難器具ごとの脱出終了時間の割合により、当該階の収容人員を比例按分等した収容人員により算定することで支障ないものであること。

(ウ) 当該階に階区画があり、避難器具が設置されていない階区画が存する場合にあつては、避難器具設置場所に係る階区画部分において検証するものとし、この場合の収容人員にあつては、階区画内の収容人員で検証することで支障ないものであること。

イ 検証できる避難器具

検証ができる避難器具は、救助袋（垂直式）、つり下げはしご及び緩降機であること。

なお、救助袋（斜降式）については、地上にいる者が固定環を設定する時間等が確定できないことから、検証対象外とされていること。

ウ 脱出終了時間

(ア) 本検証の脱出終了時間は、当該階に存する者の全てが避難器具設置場所に到達していることを前提とし、避難器具設置場所に到達するまでの時間については考慮しないものであること。

(イ) 脱出終了時間の算出のうち、 t_1 （組立に要する時間）、 t_2 （着用具の着用等に要する時間）及び t_3 （避難の準備をするのに要する時間）の値に、避難訓練等の際に測定した実測値を用いる場合は、消防職員等の立会いのもとで計測したものとすること。

(3) 既存防火対象物に係る用途変更の取扱いについて

改正省令施行日現在、特定1階段等防火対象物に該当しない既存防火対象物で、平成18年10月1日以降に用途変更により特定1階段等防火対象物になった場合についても、前(2)、アの検証条件の範囲内で、同様に取扱って支障ないものであること。

(4) 既存防火対象物に係る関係者への指導等

既存防火対象物における則第27第1項第1号の規定への適応には、経済的負担及び構造等による困難性が大きいことから、当該防火対象物の関係者に対し、事前に十分な説示をしておくこと。

9 その他

(1) 屋外避難階段の取扱いについて

市 建築指導課では屋外避難階段の基準として隣地境界線より500mm以上離れていない場合は屋外避難階段として認めていない。ただし、消防法上は屋外避難階段として取り扱い、避難器具の免除等をして差し支えないものとする。

なお、隣地境界線より1m以内にかかる屋外避難階段は床面積に算定される。

(平4.2.6)